

第 3 章	日本国憲法	名前:	日 付	No.02

[問題 1]

次の文の①、②に適語を入れよ。

日本国憲法は、国の(①)であるため、憲法に反する法律や命令は(②)となる。

[解答欄]

①最高法規	②無効
-------	-----

[解説]

【憲法の位置づけ】

- ・憲法は最高法規である
これに反する法律等は無効
- ・立憲政治＝憲法に基づく政治

憲法は国の政治のあり方の基本を定めている法であり、国の最高のきまりであることから、国の最高法規といわれている。

憲法に違反する法律や命令などはすべて無効である。憲法に基づいて行われる政治を立憲政治という。

[問題 2]

次の①～③は、日本国憲法の 3 つの基本原則を示したものである。それぞれ何という原理か。

- ① 戦争を放棄し、平和を強く希求する原理。
- ② 戦前の天皇主権を否定し、政治は国民によって行われるという原理。
- ③ 国民の自由や権利など、人間らしく生きる権利を保障する原理。

[解答欄]

①平和主義	②国民主権	③基本的人権の尊重
-------	-------	-----------

[解説]

【日本国憲法の三大原則】

- ・基本的人権の尊重
- ・国民主権
- ・平和主義

日本国憲法の三大原則は、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義である。

「基本的人権の尊重」という原則を確実に実現していくためには、国民自らが政治を行う権利を持つ

「国民主権」が必要である。さらに国民の幸せな生活や生命そのものを奪い去ってしまうものが戦争なので、憲法は平和主義をつらぬくことを基本原則の 1 つとしている。

[問題 3]

次の文の①～④に適語を入れよ。

日本国憲法の基本原理の 1 つに国民主権がある。それは前文と第 1 条に示されている。

先ず前文には「日本国民は…ここに(①)が国民に存することを宣言し、この憲法を(②)する。」とある。また、第 1 条には「天皇は日本国の(③)であり、日本国民統合の(③)であってこの(④)は主権の存する日本国民の総意に基づく。」と示している。

[解答欄]

①主権	②確定	③象徴	④地位
-----	-----	-----	-----

[解説]

【国民主権】 天皇主権 → 国民主権 天皇は 象徴
--

主権とは国の政治のあり方を最終的に決定する権限である。主権をもつ者を主権者という。大日本帝国憲法においては**天皇が主権者**であったが、日本国憲法は**国民を主権者**とした。すなわち、国の政治の決定権は国民がもっており、政治は国民によって行われるという国民主権を憲法の三大原則の 1 つとした。

日本国憲法で**国民主権**を述べてあるのは、憲法前文と憲法第 1 条である。

日本国憲法前文には「日本国民は、…ここに**主権**が国民に存することを宣言し、この憲法を**確定**する。

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」と、主権が国民にあることを明示している。

また、憲法第 1 条は「天皇は日本国の**象徴**であり、日本国民統合の象徴であってこの**地位**は主権の存する日本国民の総意に基づく。」と、「主権の存する日本国民」という表現を使っている。

国民主権を定めるにあたって問題になったのは天皇の地位をどうするかということであった。

明治憲法では「大日本帝国ハ万世一系の天皇之を統治ス」と天皇主権を定めていたが、日本国憲法では「象徴」という位置づけを行った。

[問題 4]

次の各問いに答えなさい。

「天皇は日本国の()であり、日本国民統合の()であって、この地位は主権の存する日本国民の総意に基く。」

- (1) ()内に適語を入れなさい。
- (2) この条文は、憲法の三原則の中のどの原則と関係が深いですか。
- (3) 天皇がおこなう憲法で定めのある行為を何といいますか。
- (4) 天皇が(3)の行為を行うときに、助言と承認を与えるのは、どこですか。

[解答欄]

(1) 象徴	(2) 国民主権	(3) 国事行為	(4) 内閣
--------	----------	----------	--------

[解説]

【天皇の地位】

- ・日本国の(象徴)、日本国民統合の象徴
- ・形式的な(国事行為)のみを行う
- ↓
- (内閣の助言と承認)が必要

憲法第1条は「天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は主権の存する日本国民の総意に基く。」と示している。天皇は主権者ではなく、政治についての決定権はもたず、憲法の定める国事行為のみを行うことが定められている。

国事行為としては、内閣総理大臣の任命、最高裁判所長官の任命、法律の公布、国会の召集、衆議院の解散、栄典の授与、外国大使の接受などがある。

これらの国事行為は、形式的・儀礼的なものであり、例えば、内閣総理大臣を実質的に決めるのは国会による指名であり、天皇は指名された通りに任命を行うのみである。

また、これらの国事行為には内閣の助言と承認が必要とされ、内閣がその責任を負う。

[問題 5]

次の憲法条文を読んで、以下の各問いに答えなさい。

1 項 国権の発動たる(①)と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 項 陸海空軍その他の(②)はこれを保持しない。国の(③)は、これを認めない。

(1) 条文中の①～③にあてはまる語句を次の[]から選びなさい。

[核兵器 戦争 交戦権 自衛権 戦力]

(2) 上の条文は憲法第何条ですか。

(3) 上の条文は日本国憲法の基本原則のうち、どの原則をあらわしたものですか。

[解答欄]

(1)①戦争	②戦力	③交戦権	(2) 第 9 条
(3) 平和主義			

[解説]

【憲法9条】

国権の発動たる戦争

武力による威嚇

武力の行使

}

→永久に放棄

陸海空軍その他の**戦力**は、保持しない。

国の**交戦権**は、認めない。

日本国憲法は、前文および**第 9 条**で、**平和主義**を国の基本原則とすることを定めている。

9 条 1 項で「日本国民は、**正義と秩序**を基調とする**国際平和**を誠実に希求し、**国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。**」と戦争の放棄を定め、2 項で「前項の目的を達するため、**陸海空軍その他の戦力**は、これを保持しない。

国の**交戦権**は、これを認めない。」と戦力の不保持・交戦権の否認を定めている。

[問題 6]

次の文中の①～⑥にあてはまる語句を書け。

わが国では、第二次世界大戦末期の 1945 年の 8 月 6 日に(①)、9 日に(②)と、2 つの都市に原爆が投下され、多くの死傷者がでた。1945 年 8 月 14 日に日本政府はポツダム宣言の受諾を決め、翌日ラジオで国民に伝えた。

1950 年、(③)戦争が始まると、安全保障に対する見方が変わり、(④)(GHQ)の指示によって(⑤)が設置された。それは、1952 年に保安隊、1954 年に(⑥)へと改められた。(⑥)は、「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つ」目的でつくられた。政府は、(⑥)について、自衛のための必要最低限の実力であって、「戦力」ではない、という見解に立っている。

[解答欄]

①広島	②長崎	③朝鮮	④連合国軍最高司令官総司令部
⑤警察予備隊	⑥自衛隊		

[解説]

自衛隊が憲法 9 条の「戦力」にあたり、憲法に違反するのではないかという議論は自衛隊発足時から現在まで続いている。政府は、「主権国家には自衛権があり、憲法は自衛のための必要最小限度の実力をもつことまでは禁止していない。」として、自衛隊は憲法にいう「戦力」ではないという立場をとっている。

[問題 7]

憲法 9 条に「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」とあるが、以下のア～エの下線部のうち、誤っているものを 1 つ選んで、記号と正しい語句を答えなさい。

ア 日本は戦力は保持しないが、自衛のための最低限度の実力として自衛隊を組織している。

イ アメリカと日本は二国間でサンフランシスコ平和条約を結び、日本国内のアメリカ軍が駐留している。

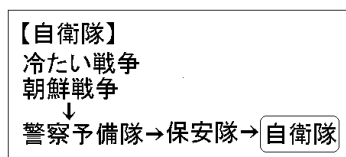
ウ 自衛隊は国際紛争の解決のために国連の平和維持活動(PKO)に非軍事部門でのみ参加している。

エ 日本は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」いう非核三原則をかかげている。

[解答欄]

イ、日米安全保障条約

[解説]



日本国憲法は、当時の GHQ(連合国軍最高司令官総司令部)の示した草案にもとづいて起草されたものである。憲法 9 条の徹底した平和主義は、日本の非軍事化をおしすすめようとしたアメリカの初期対日占領政策のあらわれでもあった。

しかし、やがて米ソ間で、冷たい戦争と呼ばれる緊張状態が強まった。さらに中国で共産党政権が成立すると(1949 年)、アメリカの対日占領政策は、日本を共産主義の「防壁」とする方向へ大きく転換された。1950 年 6 月に朝鮮戦争がはじまると、朝鮮半島へ出撃した在日米軍の留守を補うために、GHQ は日本政府に対し、警察予備隊の創設を指示した。やがてそれは 1952 年に保安隊となり、1954 年に自衛隊に発展した。

そして、1951 年 9 月のサンフランシスコ平和条約の調印と同時に、日米安全保障条約(安保条約)が締結され、占領終了後もアメリカ軍が日本に駐留することとなり、また、日本自身の防衛努力がうたわれた。